

東成区長 麻野 篤 様

2020年5月27日

東成生活と健康を守る会
会 長 吉田 侃
全大阪生活と健康を守る会連合会
会 長 大川 耕吉郎

コロナ禍のもとでの生活保護の迅速な対応を求める要望書

コロナ禍のもとで、生活保護利用者の生命を守る施策がますます重要になっています。

周知の通り、2020年4月7日に厚生労働省社会・援護局保護課は「新型コロナウイルス感染防止等のための生活保護業務等における対応について」の事務連絡を出しました。

事務連絡は、①「(生活保護申請の)面接が長時間にならないよう」に工夫する、②訪問については最低限度の必要なもののみ実施する、③「(コロナ禍のもとで)就労の場を探すこと自体が困難」であれば、稼働能力の活用の可否を留保する、④保護の申請権を侵害する行為は厳に慎むことを強調しています。

東成区での生活保護の迅速な対応を求め、以下のことを要望します。

記

【要望事項】

1. 申請の受付面接は短時間で終えること。
2. 保護決定は14日をまたず速やかに行うこと。